

東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則の一部改正（往復乗車券及び連続乗車券の発売終了等に伴う改正）

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第12条 乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p style="margin-left: 2em;">イ</p> <div style="margin-left: 4em;"> <p>普通乗車券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>片道乗車券</li> <li>往復乗車券</li> <li>連続乗車券</li> </ul> </div>	<p style="text-align: center;">(前略)</p> <p>(乗車券類の種類)</p> <p>第12条 乗車券類の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 乗車券</p> <p style="margin-left: 2em;">イ 普通乗車券</p>
(中略)	(中略)
<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。</p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、<u>次の各号に掲げる場合で、その発着区間が別に定める旅客の連絡運輸区域であるときは、他駅から有効な乗車券類（当社と連絡運輸の取扱いを行う連絡会社線の駅着又は発となるものに限る。）</u>を発売することがある。</p> <p>(1) <u>急行券、特別車両券及び座席指定券を発売する場合</u></p> <p>(2) <u>指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</u></p> <p>(3) <u>旅客規則第3条第9号に規定する指定券と同時に使用する普通乗車券を発売する場合</u></p> <p>(4) <u>旅客会社線の駅で次の連絡会社線の駅発となる第2号及び第3号に規定する普通乗車券以外の普通乗車券を発売する場合</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>道南いさりび鉄道株式会社線</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>IGR いわて銀河鉄道株式会社線（盛岡を発駅とし、青い森鉄道線を経由して</u></p>	<p>(乗車券類の発売範囲)</p> <p>第14条 乗車券類を発売する範囲は、別表に定めるとおりとする。<u>ただし、発着駅が別に定める連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、当社が別に定める細則別表に示す連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。</u></p> <p>2 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限って発売する。ただし、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。</p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(削る)</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(削る)</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(削る)</u></p> <p style="margin-left: 2em;"><u>(削る)</u></p>

現 行	改 正
<p><u>青森以遠（油川方面）まで乗車する場合に限る。）</u></p> <p><u>えちごトキめき鉄道株式会社線</u>  <u>伊豆急行株式会社線</u>  <u>富士山麓電気鉄道株式会社線</u>  <u>伊豆箱根鉄道株式会社線</u>  <u>伊勢鉄道株式会社線</u>  <u>I R いしかわ鉄道株式会社線</u>  <u>WILLER TRAINS 株式会社（京都丹後鉄道）線</u>  <u>土佐くろしお鉄道株式会社線</u></p> <p><u>(5) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる団体乗車券を発売する場合</u>  <u>(6) 別に定める列車を利用する旅客に対する団体乗車券を発売する場合</u>  <u>(7) 発売駅の属する運輸機関内の駅から有効となる定期乗車券を発売する場合</u></p> <p><u>3 車船内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車船に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車等に有効なものに限って発売する。ただし、前途に有効な乗車券類を発売することがある。</u></p> <p><u>(注1) 連続乗車券は、各区間ごとの発着駅が連絡運輸区域内にあり、かつ、連絡会社線区間については、細則別表に示されている連絡会社線旅客運賃に基づいて運賃計算ができる場合に限って発売する。</u></p> <p><u>(注2) 第2項第6号の「別に定める列車」とは、旅客会社線と連絡会社線とに直通して運転する列車のうち、特に指定したものをいう。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p><u>第16条 旅客が列車等に乗車船する場合は、次の各号に定めるところにより、片道乗車券、往復乗車券又は連続乗車券を発売する。</u></p> <p><u>(1) 片道乗車券</u></p>	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(中略)</p> <p>(普通乗車券の発売)</p> <p><u>第16条 旅客が列車等に普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車船（以下「片道乗車」という。）する場合は、普通乗車券を発売する。ただし、旅客規則第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</u></p> <p>(削る)</p>

現 行	改 正
<p><u>普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車船（以下「片道乗車」という。）</u>する場合に発売する。ただし、<u>旅客規則第68条第4項の規定により営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを打ち切って計算する場合は、当該打ち切りとなる駅までの区間のものに限り発売する。</u></p> <p>(2) <u>往復乗車券</u></p> <p><u>往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間であって、往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復1回乗車船（以下「往復乗車」という。）</u>する場合に発売する。ただし、<u>往路と復路の経路が異なる場合であっても、その異なる経路が旅客規則第16条の3に掲げる左欄及び右欄の経路相互である場合は往復乗車券を発売する。</u></p> <p>(3) <u>連続乗車券</u></p> <p><u>前各号の乗車券を発売できない連続した区間（当該区間が2区間までのものに限る。）をそれぞれ1回乗車船（以下「連続乗車」という。）</u>する場合に発売する。</p> <p><u>(普通乗車券の発売方)</u></p> <p><u>第16条の2 前条の規定によって発売する普通乗車券の発売方については、旅客規則第26条の2の規定を準用する。</u></p> <p>(学生割引普通乗車券の発売)</p> <p>第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を発売する。</p> <p>(1) 旅客会社線<u>区間の営業キロを片道</u>100キロメートルを<u>超えて</u>旅行する場合</p> <p>(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に<u>片道</u>100キロメートルを超えて旅行する場合 青い森鉄道株式会社線</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(学生割引普通乗車券の発売)</p> <p>第17条 学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年4月東海旅客鉄道株式会社公告第3号）第2条に規定する学校（以下「指定学校」という。）の学生又は生徒が、次の各号の場合において、次条の規定による学校学生生徒旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、割引普通乗車券を<u>2枚まで同時に</u>発売する。</p> <p>(1) 旅客会社線<u>について、営業キロ（2枚の割引普通乗車券を発売する場合は、それぞれの営業キロ）が</u>100キロメートルを<u>超える区間を</u>旅行する場合</p> <p>(2) 次に掲げる連絡会社線区間の営業キロ程を各別に100キロメートルを超えて旅行する場合 青い森鉄道株式会社線</p>

現 行	改 正
<p>東武鉄道株式会社線 近畿日本鉄道株式会社線 西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。） (学生割引証)</p> <p>第 18 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車船区間及び乗車券の種類を記入して提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 19 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、<u>片道又は往復の割引普通乗車券</u>を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が<u>片道乗車券</u>を購入するときであっても、付添人に対して<u>往復乗車券</u>を発売することがある。</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第 20 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車船区間・<u>乗車券の種類</u></p>	<p>東武鉄道株式会社線 近畿日本鉄道株式会社線 西日本ジェイアールバス株式会社線（別に定める区間を除く。） (学生割引証)</p> <p>第 18 条 指定学校の学生又は生徒は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、その在籍する指定学校の代表者から割引証の番号・学校種別又は指定番号・部科及び学年（又は年次）・学生証、生徒証又は児童証等（以下「証明書」という。）の番号・使用者の氏名及び年齢・有効期限（通信による教育を行う学校にあっては、有効期間）・発行年月日・学校所在地（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業<u>会場</u>又は試験会場の所在地を含む。）・学校名並びに学校代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された学校学生生徒旅客運賃割引証の交付を受け、それに乗車船区間<u>(通信教育学校用にあつては乗車船区間及び乗車券の種類)</u>を記入して提出するものとする。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(被救護者割引普通乗車券の発売)</p> <p>第 19 条 学校及び救護施設指定取扱規則第 21 条に規定する施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、次条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について 1 人 1 回に限り、<u>片道乗車又は往路と復路の区間及び経路が同じ区間を往復 1 回乗車（以下「往復乗車」という。）となる割引普通乗車券</u>を発売する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が<u>片道乗車となる割引普通乗車券</u>を購入するときであっても、付添人に対して<u>往復乗車となる割引普通乗車券</u>を発売することがある。</p> <p>(被救護者割引証)</p> <p>第 20 条 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車船区間・<u>乗車行程</u>・</p>

現 行	改 正
<p>類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>	<p>旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。</p> <p>(中略)</p>
<p><u>(往復割引普通乗車券の発売)</u></p> <p>第 21 条 <u>旅客が旅客会社線区間の営業キロを片道 600 キロメートルを超えて往復乗車する場合は、往復の割引普通乗車券を発売する。</u></p> <p>(中略)</p>	<p>第 21 条 <u>削除</u></p> <p>(中略)</p>
<p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 25 条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車船する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車船する場合</p> <p>(中略)</p>	<p>(通学定期乗車券の発売)</p> <p>第 25 条 指定学校の学生、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車船する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は旅客規則第 170 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月又は 6 箇月有効の通学定期乗車券を発売する。</p> <p>(1) 居住地もより駅と在籍する指定学校（通信による教育を行う学校にあっては、面接授業<u>会場</u>又は試験会場を含む。）もより駅との相互間を、通学のため乗車船する場合</p> <p>(中略)</p>
<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第 41 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <p>イ 普通旅客運賃</p> <p> <span style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;"> <u>片道普通旅客運賃</u>  <u>往復普通旅客運賃</u>  <u>連続普通旅客運賃</u> </span> </p> <p>(中略)</p>	<p>(旅客運賃・料金の種類)</p> <p>第 41 条 旅客運賃・料金の種類は、乗車券類の種類に応じて、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 旅客運賃</p> <p>イ 普通旅客運賃</p> <p>(中略)</p>

現 行	改 正
<p>(準用規定)</p> <p>第45条 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方</p> <p>第74条の4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>第74条の5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>第74条の6 補助寝台を使用する場合の急行料金</p> <p>第75条 旅客運賃・料金の概算收受</p> <p>第76条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止</p> <p>第88条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる<u>片道</u>普通旅客運賃の計算方</p> <p>第89条 北新地駅発又は着となる<u>片道</u>普通旅客運賃の計算方 (特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の<u>片道</u>普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第46条 東京都区内、横浜市内(川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)、神戸市内(道場駅を除く。)、広島市内(海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内(以下これらを「特定都区市内」という。))にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅(以下「中心駅」という。))から、旅客会社線の営業キロが<u>片道</u>200キロメートルを超える区間内</p>	<p>(準用規定)</p> <p>第45条 旅客規則第71条、第74条の4、第74条の5、第74条の6、第75条、第76条、<u>第86条第2項、第87条第2項</u>、第88条及び第89条の規定は、この節に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第71条 営業キロを定めていない区間の旅客運賃・料金の計算方</p> <p>第74条の4 特別急行列車の個室又は区画を占有使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>第74条の5 急行列車の設備定員が複数の寝台個室を使用する場合の旅客運賃・料金</p> <p>第74条の6 補助寝台を使用する場合の急行料金</p> <p>第75条 旅客運賃・料金の概算收受</p> <p>第76条 旅客運賃・料金割引の重複適用の禁止</p> <p><u>第86条 特定都区市内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方</u></p> <p><u>第87条 東京山手線内にある駅に関連する普通旅客運賃の計算方</u></p> <p>第88条 新大阪駅又は大阪駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方</p> <p>第89条 北新地駅発又は着となる普通旅客運賃の計算方 (特定都区市内にある旅客会社線駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第46条 東京都区内、横浜市内(川崎駅、尻手駅、八丁畷駅及び川崎新町駅並びに鶴見線各駅を含む。)、名古屋市内、京都市内、大阪市内(南吹田駅、高井田中央駅、JR河内永和駅、JR俊徳道駅、JR長瀬駅及び衣摺加美北駅を含む。)、神戸市内(道場駅を除く。)、広島市内(海田市駅及び向洋駅を含む。)、北九州市内、福岡市内(姪浜駅、下山門駅、今宿駅、九大学研都市駅及び周船寺駅を除く。)、仙台市内又は札幌市内(以下これらを「特定都区市内」という。))にある旅客会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、旅客規則第86条に規定する当該特定都区市内の中心駅(以下「中心駅」という。))から、旅客会社線の営業キロが200キロメートルを超える区間内にあ</p>

現 行	改 正																																																							
<p>にある駅との場合の旅客会社線区間の<u>片道</u>普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、特定都区市内にある駅<u>又は</u>その駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、<u>若しくは</u>特定都区市内にある駅<u>又は</u>その駅から接続する連絡会社の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(注1)「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条<u>に規定する</u>駅をいう。</p> <p>(注2)この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。</p> <p>イ 東京都区内</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">東武鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>東上線</td> <td>池袋</td> </tr> <tr> <td>その他の線</td> <td>亀戸、北千住</td> </tr> <tr> <td colspan="2">京成電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日暮里</td> </tr> <tr> <td colspan="2">西武鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>池袋線、<u>国分寺線、拝島線、</u> <u>西武秩父線、</u>新宿線</td> <td rowspan="2">池袋、高田馬場</td> </tr> <tr> <td><u>多摩湖線</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">小田急電鉄株式会社</td> </tr> <tr> <td>小田原線</td> <td>新宿</td> </tr> <tr> <td><u>江ノ島線</u></td> <td><u>新宿</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2">京王電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新宿、渋谷</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東急電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大井町、蒲田、 五反田、目黒、</td> </tr> </table>	東武鉄道株式会社		東上線	池袋	その他の線	亀戸、北千住	京成電鉄株式会社線		日暮里		西武鉄道株式会社		池袋線、 <u>国分寺線、拝島線、</u> <u>西武秩父線、</u> 新宿線	池袋、高田馬場	<u>多摩湖線</u>	小田急電鉄株式会社		小田原線	新宿	<u>江ノ島線</u>	<u>新宿</u>	京王電鉄株式会社線		新宿、渋谷		東急電鉄株式会社線		大井町、蒲田、 五反田、目黒、		<p>る駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、特定都区市内にある駅<u>若しくは</u>その駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内の外を経て、再び同じ特定都区市内を通過するとき、<u>又は</u>特定都区市内にある駅<u>若しくは</u>その駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、その特定都区市内を通過して、その特定都区市内の外を経るときを除く。</p> <p>(注1)「特定都区市内にある旅客会社線の駅」とは、旅客規則第86条<u>第1項各号に掲げる</u>駅をいう。</p> <p>(注2)この条に関係のある特定都区市内にある旅客会社線の駅に接続する連絡会社線及びその接続駅は、次のとおりである。</p> <p>イ 東京都区内</p> <table border="0"> <tr> <td colspan="2">東武鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>東上線</td> <td>池袋</td> </tr> <tr> <td>その他の線</td> <td>亀戸、北千住</td> </tr> <tr> <td colspan="2">京成電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">日暮里</td> </tr> <tr> <td colspan="2">西武鉄道株式会社</td> </tr> <tr> <td>池袋線、新宿線</td> <td>池袋、高田馬場</td> </tr> <tr> <td colspan="2">小田急電鉄株式会社</td> </tr> <tr> <td>小田原線</td> <td>新宿</td> </tr> <tr> <td colspan="2">京王電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">新宿、渋谷</td> </tr> <tr> <td colspan="2">東急電鉄株式会社線</td> </tr> <tr> <td colspan="2">大井町、蒲田、 五反田、目黒、</td> </tr> </table>	東武鉄道株式会社		東上線	池袋	その他の線	亀戸、北千住	京成電鉄株式会社線		日暮里		西武鉄道株式会社		池袋線、新宿線	池袋、高田馬場	小田急電鉄株式会社		小田原線	新宿	京王電鉄株式会社線		新宿、渋谷		東急電鉄株式会社線		大井町、蒲田、 五反田、目黒、	
東武鉄道株式会社																																																								
東上線	池袋																																																							
その他の線	亀戸、北千住																																																							
京成電鉄株式会社線																																																								
日暮里																																																								
西武鉄道株式会社																																																								
池袋線、 <u>国分寺線、拝島線、</u> <u>西武秩父線、</u> 新宿線	池袋、高田馬場																																																							
<u>多摩湖線</u>																																																								
小田急電鉄株式会社																																																								
小田原線	新宿																																																							
<u>江ノ島線</u>	<u>新宿</u>																																																							
京王電鉄株式会社線																																																								
新宿、渋谷																																																								
東急電鉄株式会社線																																																								
大井町、蒲田、 五反田、目黒、																																																								
東武鉄道株式会社																																																								
東上線	池袋																																																							
その他の線	亀戸、北千住																																																							
京成電鉄株式会社線																																																								
日暮里																																																								
西武鉄道株式会社																																																								
池袋線、新宿線	池袋、高田馬場																																																							
小田急電鉄株式会社																																																								
小田原線	新宿																																																							
京王電鉄株式会社線																																																								
新宿、渋谷																																																								
東急電鉄株式会社線																																																								
大井町、蒲田、 五反田、目黒、																																																								

現 行		改 正	
	渋谷		渋谷
京浜急行電鉄株式会社線	品川	京浜急行電鉄株式会社線	品川
□ 横浜市内		□ 横浜市内	
東急電鉄株式会社線	横浜、菊名、長津田	東急電鉄株式会社線	横浜、菊名、長津田
京浜急行電鉄株式会社線	横浜、八丁畷	京浜急行電鉄株式会社線	横浜、八丁畷
相模鉄道株式会社線	横浜、 <u>羽沢横浜国大</u>	相模鉄道株式会社線	横浜
△ 名古屋市		△ 名古屋市	
近畿日本鉄道株式会社		近畿日本鉄道株式会社	
山田線、鳥羽線、名古屋線	名古屋	山田線、鳥羽線、名古屋線	名古屋
ニ 京都市		ニ 京都市	
近畿日本鉄道株式会社		近畿日本鉄道株式会社	
奈良線、天理線、京都線	京都	奈良線、天理線、京都線	京都
ホ 大阪市内		ホ 大阪市内	
<u>阪急電鉄株式会社</u>			
<u>神戸本線、伊丹線、今津線、</u>	} 大阪		
<u>宝塚本線、箕面線</u>			
近畿日本鉄道株式会社		近畿日本鉄道株式会社	
難波線、大阪線、信貴線、	} 鶴橋	難波線、大阪線、信貴線、	} 鶴橋
山田線、奈良線、天理線		山田線、奈良線、天理線	
南大阪線、長野線	天王寺	南大阪線、長野線	天王寺
<u>阪神電気鉄道株式会社</u>			
<u>本線</u>	大阪、北新地		

現 行	改 正
<p><u>南海電気鉄道株式会社</u></p> <p><u>南海本線、高師浜線、</u> <u>加太線、和歌山港線、</u> <u>高野線、鋼索線</u> } <u>新今宮</u></p> <p><u>西日本ジェイアールバス株式会社</u></p> <p><u>中国高速線</u> <u>大阪、新大阪</u></p> <p>へ <u>神戸市内</u></p> <p><u>阪急電鉄株式会社</u></p> <p><u>神戸本線、伊丹線、今津線、</u> <u>宝塚本線、箕面線</u> } <u>三ノ宮</u></p> <p><u>阪神電気鉄道株式会社</u></p> <p><u>本線、阪神なんば線</u> <u>三ノ宮</u></p> <p>ト <u>福岡市内</u></p> <p><u>福岡市交通局高速鉄道線</u> <u>博多</u></p> <p>(東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の<u>片道</u>普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 47 条 東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、中心駅から、旅客会社線の営業キロが<u>片道</u> 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の区間にある駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、東京山手線内にある駅<u>又は</u>その駅に接続する連絡会社線駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、<u>若しくは</u>東京山手線内にある駅<u>又は</u>その駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。</p> <p>(注)「東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅」とは、旅客規則第</p>	<p><u>(削る)</u></p> <p>へ <u>福岡市内</u></p> <p><u>福岡市交通局高速鉄道線</u> <u>博多</u></p> <p>(東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はこれに接続する連絡会社線駅発着旅客に対する旅客会社線区間の普通旅客運賃の計算方)</p> <p>第 47 条 東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅又はその駅に接続する連絡会社線の駅を発駅又は着駅とする場合であって、中心駅から、旅客会社線の営業キロが 100 キロメートルを超え 200 キロメートル以下の区間にある駅との場合の旅客会社線区間の普通旅客運賃は、当該中心駅を起点又は終点とした営業キロ又は運賃計算キロによって計算する。</p> <p>ただし、東京山手線内にある駅<u>若しくは</u>その駅に接続する連絡会社線の駅を発駅とする場合で、普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内の外を経て、再び東京山手線内を通過するとき、<u>又は</u>東京山手線内にある駅<u>若しくは</u>その駅から接続する連絡会社線の駅を着駅とする場合で、発駅からの普通旅客運賃の計算経路が、東京山手線内を通過して、東京山手線内の外を経るときを除く。</p> <p>(注)「東京山手線内にある東日本旅客鉄道株式会社線の駅」とは、旅客規則第</p>

現 行	改 正
<p>87 条に規定する駅をいう。</p> <p>(大人普通旅客運賃)</p> <p>第 48 条 大人普通旅客運賃は、<u>次の各号に定めるところにより計算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 大人片道普通旅客運賃は、次に掲げる旅客会社線と連絡会社線の大人片道普通旅客運賃を併算した額とする。</u></p> <p>イ 旅客会社線 旅客規則の定めるところによって計算した運賃</p> <p>ロ 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃</p> <p><u>(2) 大人往復普通旅客運賃は、前号によって計算した大人片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関のうち特定大人往復普通旅客運賃の定めのあるときは、その特定大人往復普通旅客運賃と、その他の運輸機関の大人片道普通旅客運賃を 2 倍した額との併算額とする。</u></p> <p><u>(注) 旅客規則第 90 条第 1 号ただし書に規定する往復普通旅客運賃は、特定大人往復普通旅客運賃に含まれる。</u></p> <p><u>(3) 大人連続普通旅客運賃は、各区間ごとに、第 1 号の規定によって計算した運賃を合算した額とする。</u></p> <p>(注)「別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃」とは、細則別表に掲げるものをいう。</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における旅客会社線の 10 キロメートルまでの<u>片道</u>普通旅客運賃)</p> <p>第 49 条 旅客規則第 84 条から第 84 条の<u>4</u>までに規定する 10 キロメートルまでの<u>片道</u>普通旅客運賃は、第 43 条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人<u>片道</u>割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第</p>	<p>87 条に規定する駅をいう。</p> <p>(大人普通旅客運賃)</p> <p>第 48 条 大人普通旅客運賃は、<u>次の各号に掲げる旅客会社線と連絡会社線の大人普通旅客運賃を併算した額とする。</u></p> <p><u>(1) 旅客会社線 旅客規則の定めるところによって計算した<u>旅客</u>運賃</u></p> <p><u>(2) 連絡会社線 別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃</u></p> <p>(注)「別に連絡会社線ごとに定める旅客運賃」とは、細則別表に掲げるものをいう。</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における旅客会社線の 10 キロメートルまでの普通旅客運賃)</p> <p>第 49 条 旅客規則第 84 条から第 84 条の<u>5</u>までに規定する 10 キロメートルまでの普通旅客運賃は、第 43 条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。</p> <p>(大人割引普通旅客運賃)</p> <p>第 50 条 大人割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 大人割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人普通旅客運賃から割引額を控除し、旅客規則第 74</p>

現 行	改 正
<p>74 条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(2) 旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合の大人<u>片道</u>割引普通旅客運賃は、次によって計算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が同じときは、第 48 条<u>第 1 号</u>に定めるところによって計算した大人<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人<u>片道</u>普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。</p> <p><u>(3) 大人往復割引普通旅客運賃は、前各号の規定による大人片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によって計算したものを併算した額とする。</u></p> <p><u>イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定往復普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を第 1 号の規定によって処理した額</u></p> <p><u>ロ その他の運輸機関については、第 1 号の規定によって計算した大人片道割引普通旅客運賃を 2 倍した額</u></p> <p><u>(4) 連続乗車する場合の大人割引普通旅客運賃は、各区間ごとに、第 1 号又は第 2 号の規定によって計算した運賃を合算した額とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児<u>片道</u>普通旅客運賃は、旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合を除き、</p>	<p>条第 1 項に規定する端数整理（以下「端数整理」という。）した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人普通旅客運賃から割引額を控除し、10 円未満の端数を 10 円に切り上げた額。ただし、I R いしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(2) 旅客会社線と JR 自動車線にまたがる場合の大人割引普通旅客運賃は、次によって計算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が同じときは、第 48 条に規定するところによって計算した大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線と JR 自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人普通旅客運賃の合計額から、それぞれ割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(小児普通旅客運賃)</p> <p>第 51 条 小児普通旅客運賃は、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除き、次</p>

現 行	改 正
<p>次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人<u>片道</u>普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人<u>片道</u>普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I Rいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人<u>片道</u>普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児<u>片道</u>普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児<u>片道</u>普通旅客運賃</p> <p>(2) 旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合の小児<u>片道</u>普通旅客運賃は、第 48 条 <u>第 1 号</u>に定めるところによって計算した大人<u>片道</u>普通旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。</p> <p><u>(3) 小児往復普通旅客運賃は、前各号の規定によって算出した小児片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃又は特定小児往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によって計算したものを併算した額とする。</u></p> <p><u>イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定大人往復普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を第 1 号の規定によって処理した額</u></p> <p><u>ロ 特定小児往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、イの規定にかかわらず、その特定小児往復普通旅客運賃</u></p> <p><u>ハ その他の運輸機関については、第 1 号の規定によって算出した片道普通旅客運賃を 2 倍した額</u></p> <p><u>(4) 小児連続普通旅客運賃は、各区間ごとに、第 1 号又は第 2 号によって算出した運賃を合算した額とする。</u></p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児<u>片道</u>割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を</p>	<p>によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに大人普通旅客運賃を折半し、10 円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I Rいしかわ鉄道株式会社線にあつては、大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額。また、特定小児普通旅客運賃の定めのある連絡会社については、その特定小児普通旅客運賃</p> <p>(2) 旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合の小児普通旅客運賃は、第 48 条に規定するところによって計算した大人普通旅客運賃を折半し、端数整理した額とする。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(小児割引普通旅客運賃)</p> <p>第 52 条 小児割引普通旅客運賃は、団体旅客運賃を除き、次の各号に定めるところにより計算した額とする。</p> <p>(1) 小児割引普通旅客運賃は、旅客会社線と J R 自動車線にまたがる場合を除</p>

現 行	改 正
<p>除き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I Rいしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(2) 旅客会社線とJ R自動車線にまたがる場合の小児<u>片道</u>割引普通旅客運賃は、次によって計算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が同じときは、第51条第2号に定めるところによって計算した小児<u>片道</u>普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする小児<u>片道</u>普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。</p> <p><u>(3) 小児往復割引普通旅客運賃は、前各号の規定による小児片道割引普通旅客運賃を2倍した額とする。ただし、関係運輸機関において特定大人往復普通旅客運賃又は特定小児往復普通旅客運賃の定めのある場合は、次によって計算したものを併算した額とする。</u></p> <p><u>イ 特定大人往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定大人往復普通旅客運賃を折半し、10円未満の端数を第1号の規定によって処理した額から割引額を控除し、更に10円未満の端数を第1号の規定によって処理した額</u></p> <p><u>ロ 特定小児往復普通旅客運賃の定めのある運輸機関については、その特定小児往復普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を第1号の規定によって処理した額</u></p> <p><u>ハ その他の運輸機関については、第1号の規定によって算出した小児片道普通旅客運賃を2倍した額</u></p>	<p>き、次によって計算したものを併算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線区間 小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>ロ 連絡会社線区間 連絡会社ごとに小児普通旅客運賃から割引額を控除し、10円未満の端数を10円に切り上げた額。ただし、I Rいしかわ鉄道株式会社線にあつては、小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額</p> <p>(2) 旅客会社線とJ R自動車線にまたがる場合の小児割引普通旅客運賃は、次によって計算した額とする。</p> <p>イ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が同じときは、第51条第2号に規定するところによって計算した小児普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線とJ R自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする小児普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額とする。</p>

現 行	改 正
<p><u>(4) 連続乗車する場合の小児割引普通旅客運賃は、各区间ごとに、第1号又は第2号の規定によって計算した運賃を合算したものとする。</u></p> <p>2 第50条第2項の規定は、小児<u>片道</u>割引普通旅客運賃の計算の場合に準用する。 (学生割引)</p> <p>第53条 第17条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところより、大人普通旅客運賃を割引する。</p> <p>(1) 旅客会社線 第17条第1号に規定する場合 全区間2割引とする。 (中略)</p> <p><u>2 第21条の規定により往復乗車する学生又は生徒に対して、学生割引の普通乗車券を発売する場合は、往路及び復路の区間ごとに、それぞれ第55条の規定による割引の普通旅客運賃の2割を割引する。</u></p> <p>(中略)</p> <p><u>(往復割引)</u></p> <p>第55条 <u>第21条の規定により、往復乗車する旅客に対して往復割引普通乗車券を発売する場合は、旅客会社線の往路及び復路の区間について、それぞれ普通旅客運賃の1割を割引する。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)</p> <p>第59条 旅客規則第99条第1号<u>及び第2号</u>に規定する電車特定区間内相互発着の定期旅客運賃の特定は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。 (中略)</p> <p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第64条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃 運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃</p>	<p>2 第50条第2項の規定は、小児割引普通旅客運賃の計算の場合に準用する。 (学生割引)</p> <p>第53条 第17条の規定により学生又は生徒に対して割引普通乗車券を発売する場合は、次の各号に定めるところにより、大人普通旅客運賃を割引する。</p> <p>(1) 旅客会社線 第17条第1号に規定する場合 全区間2割引とする。 (中略)</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p>第55条 <u>削除</u></p> <p>(中略)</p> <p>(中間に連絡会社線が介在する場合における定期旅客運賃の特定)</p> <p>第59条 旅客規則第99条第1号に規定する電車特定区間相互発着の定期旅客運賃の特定は、第43条の規定により、前後の旅客会社線の営業キロ、擬制キロ又は運賃計算キロを通算する場合に準用する。 (中略)</p> <p>(団体旅客運賃の計算方)</p> <p>第64条 団体旅客運賃の計算方は、旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合を除き、次の各号に定めるところとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃 運輸機関ごとに、第48条の規定に準じて計算した1人当たり大人普通旅客運賃</p>

現 行	改 正
<p>賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げた額（IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>イ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が同じときは、第48条第1号に規定するところによって計算した大人片道普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人片道普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（乗車券の有効期間）</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 片道乗車券</p> <p>(イ) 一般の場合</p> <p>a JR自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号イ本文の規定によって算定する。</p> <p>b JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとす。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは</p>	<p>賃から割引額を控除したうえ、旅客会社線については、端数整理した額に、また、連絡会社線については、連絡会社ごとに10円未満の端数を10円に切り上げた額（IRいしかわ鉄道株式会社線にあっては端数整理した額）に、それぞれ団体旅客運賃の収受人員を乗じ、これを合算する。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>2 旅客会社線とJR自動車線にまたがる場合の団体旅客運賃の計算方は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 大人団体旅客運賃</p> <p>イ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が同じときは、第48条に規定するところによって計算した大人普通旅客運賃から割引額を控除し、端数整理した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p> <p>ロ 旅客会社線とJR自動車線との割引率が異なるときは、割引率を同じくする大人普通旅客運賃の合計額から、それぞれの割引額を控除し、端数整理したものを併算した額に、団体旅客運賃の収受人員を乗じた額とする。</p> <p style="text-align: center;">（中略）</p> <p>（乗車券の有効期間）</p> <p>第75条 乗車券の有効期間は、別に定める場合を除いて、次の各号による。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ ロ以外の場合</p> <p>(イ) JR自動車線にまたがるものを除き、旅客会社の営業キロと連絡会社の営業キロ程（旅客運賃計算キロ程の定めのあるときはそのキロ程、旅客規則第14条、第69条から第71条まで、第86条及び第87条の規定により旅客会社線の旅客運賃を計算するときは、同第154条第2項に規定する営業キロ。以下、この章において同じ。）を通算し、旅客規則第154条第1項第1号の規定によって算定する。</p> <p>(ロ) JR自動車線にまたがる場合の有効期間は、次の各号の期間を合算したものとす。ただし、全区間のキロ程が100キロメートルまでのときは、</p>

現 行	改 正
<p>は、1日とする。</p> <p>(一) JR自動車線以外の区間 <u>a</u>の規定により算定した期間</p> <p>(二) JR自動車線区間 1日</p> <p>(四) 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間で接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、(イ)の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p><u>a</u> 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鉄道株式会社線</p> <p>わたらせ渓谷鐵道株式会社線</p> <p><u>ひたちなか海浜鐵道株式会社線</u></p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p><u>真岡鐵道株式会社線</u></p> <p><u>銚子電氣鐵道株式会社線</u></p> <p>鹿島臨海鐵道株式会社線</p> <p><u>小湊鐵道株式会社線</u></p> <p>東葉高速鐵道株式会社線</p> <p>東武鐵道株式会社線</p> <p>京成電鉄株式会社線</p> <p>西武鐵道株式会社線</p> <p>東京地下鉄株式会社線</p> <p>東京臨海高速鐵道株式会社線</p> <p>東京モノレール株式会社線</p> <p>小田急電鉄株式会社線</p> <p>京王電鉄株式会社線</p> <p>東急電鉄株式会社線</p>	<p>1日とする。</p> <p><u>a</u> JR自動車線以外の区間 <u>(イ)</u>の規定により算定した期間</p> <p><u>b</u> JR自動車線区間 1日</p> <p><u>ロ</u> 東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する連絡会社線との場合</p> <p>東京、大阪、福岡、新潟又は仙台付近旅客会社線大都市近郊区間と、この区間に接続する次に掲げる連絡会社線との相互間に発着する場合の有効期間は、<u>イ</u>の規定にかかわらず、1日とする。</p> <p><u>(イ)</u> 東京付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>秩父鐵道株式会社線</p> <p>わたらせ渓谷鐵道株式会社線</p> <p>関東鐵道株式会社線</p> <p>鹿島臨海鐵道株式会社線</p> <p>東葉高速鐵道株式会社線</p> <p>東武鐵道株式会社線</p> <p>京成電鉄株式会社線</p> <p>西武鐵道株式会社線</p> <p>東京地下鉄株式会社線</p> <p>東京臨海高速鐵道株式会社線</p> <p>東京モノレール株式会社線</p> <p>小田急電鉄株式会社線</p> <p>京王電鉄株式会社線</p> <p>東急電鉄株式会社線</p>

現 行	改 正
<p>京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 株式会社小田急箱根線 伊豆急行株式会社線 富士山麓電気鉄道株式会社線 アルピコ交通株式会社線 しなの鉄道株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p><u>b</u> 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>近江鉄道株式会社 本線、八日市線</p> <p><u>阪急電鉄株式会社</u> <u>神戸本線、今津線、宝塚本線、箕面線</u></p> <p>近畿日本鉄道株式会社線</p> <p><u>神戸電気鉄道株式会社</u> <u>有馬線、三田線、粟生線</u></p> <p><u>阪神電気鉄道株式会社</u> <u>本線、阪神なんば線</u></p> <p><u>南海電気鉄道株式会社</u> <u>南海本線、高師浜線、加太線、和歌山港線、高野線、鋼索線</u></p> <p><u>信楽高原鐵道株式会社線</u></p> <p><u>c</u> 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>福岡市交通局高速鉄道線 平成筑豊鉄道株式会社線</p> <p><u>d</u> 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p>	<p>京浜急行電鉄株式会社線 相模鉄道株式会社線 株式会社小田急箱根線 伊豆急行株式会社線 富士山麓電気鉄道株式会社線 アルピコ交通株式会社線 しなの鉄道株式会社線 伊豆箱根鉄道株式会社線</p> <p><u>(ロ)</u> 大阪付近西日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>近江鉄道株式会社 本線、八日市線</p> <p>近畿日本鉄道株式会社線</p> <p><u>(ハ)</u> 福岡付近九州旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p> <p>福岡市交通局高速鉄道線 平成筑豊鉄道線</p> <p><u>(ニ)</u> 新潟付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線</p>

現 行	改 正
<p>北越急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 <u>e</u> 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 仙台空港鉄道株式会社線 阿武隈急行鉄道株式会社線 山形鉄道株式会社線</p> <p><u>ロ 往復乗車券</u> <u>片道乗車券の有効期間の2倍とする。ただし、旅客規則第26条第2号ただし書に規定する場合は、往路及び復路の区間ごとに片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。</u></p> <p><u>ハ 連続乗車券</u> <u>各券片について、片道乗車券の計算方法によって計算した有効期間を合計した期間とする。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第76条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車等により乗り継いで旅行すること(以下「途中下車」という。)ができる。ただし、次の各号に定める駅(連絡接続駅を除く。)においては、途中下車をすることができない。</p> <p>(1) 全区間のキロ程が<u>片道</u>100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車等の接続等で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合を除く。</p> <p>(2) 第46条及び第47条の規定によって発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された発駅又は着駅と同一の特定都区市内又は東京山手線内の旅客会社線駅</p> <p>(3) 前条第1項第1号<u>イ(ロ)</u>に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客</p>	<p>北越急行株式会社線 えちごトキめき鉄道株式会社線 <u>(ホ)</u> 仙台付近東日本旅客鉄道株式会社線大都市近郊区間に接続する連絡会社線 仙台空港鉄道株式会社線 阿武隈急行鉄道株式会社線 山形鉄道株式会社</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(削る)</u></p> <p>(中略)</p> <p>(途中下車)</p> <p>第76条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券によって、その券面に表示された発着区間内の着駅(旅客運賃が同額のため2駅以上を共通の着駅とした乗車券については最終着駅)以外の駅に下車して出場した後、再び列車等により乗り継いで旅行すること(以下「途中下車」という。)ができる。ただし、次の各号に定める駅(連絡接続駅を除く。)においては、途中下車をすることができない。</p> <p>(1) 全区間のキロ程が100キロメートルまでの区間に対する普通乗車券を使用する場合は、その区間内の駅。ただし、列車等の接続駅で、接続関係等の理由により、旅客が下車を希望する場合を除く。</p> <p>(2) 第46条及び第47条の規定によって発売した乗車券を使用する場合は、当該乗車券の券面に表示された発駅又は着駅と同一の特定都区市内又は東京山手線内の旅客会社線駅</p> <p>(3) 前条第1項第1号<u>ロ</u>に規定する区間に発着する普通乗車券所持の旅客は、そ</p>

現 行	改 正
<p>は、その区間内の駅</p> <p>(4) 自動車線区間の駅。ただし、運輸機関が指定した駅を除く。</p> <p><u>(5)</u> 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅 (中略)</p> <p>(乗車区間の選択)</p> <p>第 77 条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p> <p>(1) 旅客規則第 69 条第 1 項及び第 157 条 第 1 項に規定する区間発着の普通乗車券 を所持する旅客 } 同条に規定する区間又は経路</p> <p>(2) 第 75 条第 1 項第 1 号 <u>イの(ロ)</u> に規定 する区間発着の普通乗車券を所持する 旅客 } 東京、大阪、福岡、新潟又は 仙台付近旅客会社線大都市 近郊区間内の経路</p> <p>(中略)</p> <p>(準用規定)</p>	<p>の区間内の駅</p> <p>(4) 自動車線区間内の駅。ただし、運輸機関が指定した駅を除く。</p> <p><u>(5) 第 91 条から第 92 条の 3 までの規定により区間変更の取扱いをする場合で、 原乗車券の発駅から変更着駅までの区間が前条第 1 項第 1 号ロに規定する区 間となるときは、変更後の乗車券の券面区間内の駅</u></p> <p><u>(6)</u> 運輸機関が特に途中下車できない駅を指定した場合は、その指定した駅 (中略)</p> <p>(乗車区間の選択)</p> <p>第 77 条 次の各号の旅客は、当該各号に掲げる区間のうち、いずれか一方を選択して乗車することができる。</p> <p>(1) 旅客規則第 69 条第 1 項及び第 157 条 第 1 項に規定する区間発着の普通乗車券 を所持する旅客 } 同条に規定する区間又は経路</p> <p>(2) 第 75 条第 1 項第 1 号 <u>ロ</u> に規定する 区間 <u>内相互</u> 発着の普通乗車券を所持する 旅客 } 東京、大阪、福岡、新潟又は 仙台付近旅客会社線大都市 近郊区間内の経路</p> <p><u>(注) 東北本線(新幹線)中東京・那須塩原間、高崎線(新幹線)中大宮・高 崎間、東海道本線(新幹線)中新大阪・新神戸間及び山陽本線(新幹線)中 新神戸・西明石間、信越本線(新幹線)中長岡・新潟間並びに東北本線(新 幹線)中郡山・一ノ関間は旅客会社線大都市近郊区間に含まないが、第 75 条第 1 項第 1 号ロに規定する区間内相互発着の普通乗車券であっても、その 旅客運賃計算経路が旅客規則第 16 条の 2 の規定により同一の線路として取 り扱う線区を経由する場合(同第 70 条第 1 項に掲げる<u>図</u>の太線区間を通過 するため、同区間内の経路の指定を行わない場合を含む。)に限り、乗車の 取扱いをすることができる。</u></p> <p>(中略)</p> <p>(準用規定)</p>

現 行	改 正
<p>第 79 条 旅客規則第 147 条から第 153 条まで、第 155 条、第 158 条から第 161 条まで、第 164 条から第 168 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 172 条の 3 から第 174 条まで、第 176 条、第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 147 条 乗車券類の使用条件 (中略)</p> <p>第 160 条の 5 <u>海田市・広島間</u>に係る区間外乗車の特例 (中略)</p> <p>(乗車券類の様式)</p> <p>第 84 条 乗車券類の様式は、旅客規則第 189 条から第 191 条まで、<u>第 193 条から第 196 条まで、第 198 条</u>から第 201 条まで、第 208 条、第 211 条から第 216 条まで、第 219 条及び第 222 条から第 223 条までに規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を「横浜▶何々会社線何円区間」の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、旅客会社線の営業キロ地帯を「(東日本会社線何 km まで)」の例により表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(注 3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第 189 条 常備<u>片道</u>乗車券の様式  第 190 条 準常備<u>片道</u>乗車券の様式  第 191 条 補充<u>片道</u>乗車券の様式  <u>第 193 条 常備往復乗車券の様式</u>  <u>第 194 条 準常備往復乗車券の様式</u>  <u>第 195 条 補充往復乗車券の様式</u>  <u>第 196 条 常備連続乗車券の様式</u>  <u>第 198 条 補充連続乗車券の様式</u></p>	<p>第 79 条 旅客規則第 147 条から第 153 条まで、第 155 条、第 158 条から第 161 条まで、第 164 条から第 168 条まで、第 170 条から第 172 条まで、第 172 条の 3 から第 174 条まで、第 176 条、第 182 条の 4 及び第 182 条の 5 の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 147 条 乗車券類の使用条件 (中略)</p> <p>第 160 条の 5 <u>小倉・門司港間</u>に係る区間外乗車の特例 (中略)</p> <p>(乗車券類の様式)</p> <p>第 84 条 乗車券類の様式は、旅客規則第 189 条から第 191 条まで、<u>第 199 条</u>から第 201 条まで、第 208 条、第 211 条から第 216 条まで、第 219 条及び第 222 条から第 223 条までに規定するものに準ずる。この場合、区間を金額により表示するものにあつては、発売運賃のほか、接続駅名、運輸機関名及び接続駅からの区間運賃を「横浜▶何々会社線何円区間」の例により、また、区間を営業キロ地帯により表示するものにあつては、営業キロ地帯を着駅名の表示にかえ、旅客会社線の営業キロ地帯を「(東日本会社線何 km まで)」の例により表示する。</p> <p>(中略)</p> <p>(注 3) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりとする。</p> <p>第 189 条 常備<u>普通</u>乗車券の様式  第 190 条 準常備<u>普通</u>乗車券の様式  第 191 条 補充<u>普通</u>乗車券の様式  <u>(削る)</u>  <u>(削る)</u>  <u>(削る)</u>  <u>(削る)</u>  <u>(削る)</u></p>

現 行	改 正
<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定) 第 86 条 旅客規則第 225 条、第 226 条及び第 227 条第 1 号イの(ロ)及び(ハ)の規定は、この節に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(区間変更) 第 91 条 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車船区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ <u>イの場合において</u>、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 第 75 条第 1 項第 1 号イ(ロ)に規定する区間内<u>にある駅</u>相互発着の乗車券で、同区間内<u>の駅</u>に区間変更の取扱いをするとき。</p>	<p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(準用規定) 第 86 条 旅客規則第 225 条、第 226 条及び第 227 条第 1 号イの規定は、この節に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(区間変更) 第 91 条 普通乗車券、自由席特急券、特定特急券、普通急行券又は自由席特別車両券を所持する旅客は、旅行開始後又は使用開始後において、あらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券類に表示された着駅又は経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。</p> <p>(1) 着駅を、当該着駅をこえた駅への変更</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより取り扱う。</p> <p>(1) 普通乗車券</p> <p>イ 次により取り扱う。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）であって、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、変更区間及び不乗車船区間に対する旅客運賃を原乗車券に適用した割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>ロ <u>前イの規定にかかわらず</u>、原乗車券（学生割引普通乗車券を除く。）が次のいずれかに該当するときは、原乗車券の区間に対してすでに収受した旅客運賃と実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額を収受し、過剰額は払いもどしをしない。この場合、原乗車券が、割引普通乗車券であって、その割引が実際に乗車船する区間に対しても適用のあるものであるときは、実際の乗車船区間に対する普通旅客運賃を原乗車券に適用した割引率による割引の普通旅客運賃によって計算する。</p> <p>(イ) 第 75 条第 1 項第 1 号ロに規定する区間内相互発着の乗車券で、同区間内<u>相互発着の乗車券</u>に区間変更の取扱いをするとき。</p>

現 行	改 正
<p>(ロ) <u>片道</u>の乗車区間のキロ程が 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>(中略)</p> <p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)</p> <p>第 92 条の 3 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を通じた区間が、<u>第 1 条第 2 項に規定する区間</u>を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する<u>片道</u>普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第 1 条第 2 項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する<u>片道</u>普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 96 条 旅客規則第 237 条の 3 から第 240 条まで、第 243 条、第 244 条、第 245 条から第 247 条まで<u>及び</u>第 250 条の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 237 条の 3 手数料の収受</p> <p>(中略)</p> <p>第 250 条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方</p>	<p>(ロ) 乗車区間のキロ程が 100 キロメートル以内の普通乗車券で区間変更の取扱いをするとき。</p> <p>(中略)</p> <p>(連絡運輸区域を越える通過連絡運輸にかかわる特例)</p> <p>第 92 条の 3 旅客が旅行開始後又は使用開始後に連絡会社線を通過し、前後の旅客会社線にまたがって乗車船する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を通じた区間が、<u>別に定める連絡運輸区域</u>を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(中略)</p> <p>2 旅客が旅行開始後又は使用開始後に旅客会社線を通過し、前後のしなの鉄道株式会社線にまたがって乗車する乗車変更の請求をした場合であって、非変更区間と変更区間を通じた区間が、第 1 条第 2 項に規定する区間を越えるときは、次の各号により取り扱うものとする。</p> <p>(1) 原乗車券が、第 43 条の規定を適用したものである場合 変更の請求をした区間について、別途乗車としてその区間に対する普通旅客運賃を収受する。</p> <p>(中略)</p> <p>(準用規定)</p> <p>第 96 条 旅客規則第 237 条の 3 から第 240 条まで、第 243 条、第 244 条、第 245 条から第 247 条まで、<u>第 250 条及び第 250 条の 2</u>の規定は、この章に準用する。</p> <p>(注) 準用する旅客規則の内容は、次のとおりである。</p> <p>第 237 条の 3 手数料の収受</p> <p>(中略)</p> <p>第 250 条 特定区間等の途中駅が変更の開始又は終了となる区間変更の場合の旅客運賃の計算方</p>

現 行	改 正																																
<p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表 (別冊)</p> <p style="text-align: center;">東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則別表前文</p> <p>1 連絡会社及びその連絡運輸の範囲 連絡運輸は、特定の駅間に限り行うものとし、その区域は別に定める。 (中略)</p> <p>4 この表においては、左欄の用語をもって右欄の事項を表示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="277 544 631 932"> <tr><td>片</td><td>片道乗車券</td></tr> <tr><td>往</td><td>往復乗車券</td></tr> <tr><td>続</td><td>連続乗車券</td></tr> <tr><td>勤定</td><td>通勤定期乗車券</td></tr> <tr><td>学定</td><td>通学定期乗車券</td></tr> <tr><td>団</td><td>団体乗車券</td></tr> <tr><td>急</td><td>急行券</td></tr> <tr><td>特車</td><td>特別車両券</td></tr> <tr><td>座</td><td>座席指定券</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	片	片道乗車券	往	往復乗車券	続	連続乗車券	勤定	通勤定期乗車券	学定	通学定期乗車券	団	団体乗車券	急	急行券	特車	特別車両券	座	座席指定券	<p style="text-align: center;"><u>第250条の2 東京・熱海間にかかわる区間変更等の取扱方</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p> <p>別表 (別冊)</p> <p style="text-align: center;">東海旅客鉄道株式会社旅客連絡運輸規則別表前文</p> <p>1 連絡会社及びその連絡運輸の範囲 連絡運輸は、特定の駅間に限り行うものとし、その区域は別に定める。 (中略)</p> <p>4 この表においては、左欄の用語をもって右欄の事項を表示するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1274 544 1628 932"> <tr><td>乗</td><td>普通乗車券</td></tr> <tr><td>勤定</td><td>通勤定期乗車券</td></tr> <tr><td>学定</td><td>通学定期乗車券</td></tr> <tr><td>団</td><td>団体乗車券</td></tr> <tr><td>急</td><td>急行券</td></tr> <tr><td>特車</td><td>特別車両券</td></tr> <tr><td>座</td><td>座席指定券</td></tr> </table> <p style="text-align: center;">(中略)</p>	乗	普通乗車券	勤定	通勤定期乗車券	学定	通学定期乗車券	団	団体乗車券	急	急行券	特車	特別車両券	座	座席指定券
片	片道乗車券																																
往	往復乗車券																																
続	連続乗車券																																
勤定	通勤定期乗車券																																
学定	通学定期乗車券																																
団	団体乗車券																																
急	急行券																																
特車	特別車両券																																
座	座席指定券																																
乗	普通乗車券																																
勤定	通勤定期乗車券																																
学定	通学定期乗車券																																
団	団体乗車券																																
急	急行券																																
特車	特別車両券																																
座	座席指定券																																
<p>(201) 青い森鉄道株式会社線</p> <table border="1" data-bbox="181 1062 1108 1406"> <thead> <tr> <th>連絡会社名</th> <th>経由運輸機関名及び区間</th> <th>接続駅</th> <th>乗車券類の種別</th> <th>特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青い森鉄道株式会社線</td> <td rowspan="2">東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間</td> <td>東北本線 盛岡</td> <td rowspan="2">片、往、団、急</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>花輪線 好摩</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	片、往、団、急		花輪線 好摩	同	<p>(201) 青い森鉄道株式会社線</p> <table border="1" data-bbox="1176 1062 2107 1406"> <thead> <tr> <th>連絡会社名</th> <th>経由運輸機関名及び区間</th> <th>接続駅</th> <th>乗車券類の種別</th> <th>特殊取扱事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">青い森鉄道株式会社線</td> <td rowspan="2">東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間</td> <td>東北本線 盛岡</td> <td rowspan="2">乗、団、急</td> <td rowspan="2"></td> </tr> <tr> <td>花輪線 好摩</td> <td>同</td> </tr> </tbody> </table>	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	乗、団、急		花輪線 好摩	同								
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項																													
青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	片、往、団、急																														
		花輪線 好摩			同																												
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項																													
青い森鉄道株式会社線	東日本旅客会社線及びIGRいわて銀河鉄道線盛岡・目時間	東北本線 盛岡	乗、団、急																														
		花輪線 好摩			同																												

現 行				改 正			
	び I G R いわて 銀河 鉄道線好摩・目時間	八戸線			び I G R いわて 銀河 鉄道線好摩・目時間	八戸線	
	東日本・東海・西日本 旅客会社線	八戸	片、往、勤定、学定、団、 急		東日本・東海・西日本 旅客会社線	八戸	乗、勤定、学定、団、急
	同	大湊線	同		同	大湊線	同
	同	野辺地	同		同	野辺地	同
	同	奥羽本線	同		同	奥羽本線	同
	同	青森	同		同	青森	同

(201)の2 I G R いわて 銀河鉄道株式会社線

(201)の2 I G R いわて 銀河鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
I G R い わて 銀 河 鉄 道 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	東北本線 盛岡	片、往、勤定、学定、団、 急		I G R い わて 銀 河 鉄 道 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	東北本線 盛岡	乗、勤定、学定、団、急	
	同	花輪線 好摩	同			同	花輪線 好摩	同	
	東日本旅客会社線及 び青い森鉄道線八戸・ 目時間	八戸線 八戸	同			東日本旅客会社線及 び青い森鉄道線八戸・ 目時間	八戸線 八戸	同	
	東日本旅客会社線及 び青い森鉄道線野辺 地・目時間	大湊線 野辺地	片、往、団、急			東日本旅客会社線及 び青い森鉄道線野辺 地・目時間	大湊線 野辺地	乗、団、急	
	東日本旅客会社線及	奥羽本線 青森	同			東日本旅客会社線及	奥羽本線 青森	同	

現 行					改 正				
	び青い森鉄道線青森・目時間					び青い森鉄道線青森・目時間			
(214) えちごトキめき鉄道株式会社線					(214) えちごトキめき鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
えちごトキめき鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	北陸新幹線 上越妙高	<u>片、往</u> 、団		えちごトキめき鉄道株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	北陸新幹線 上越妙高	<u>乗</u> 、団	
	同	信越本線 直江津	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団、急			同	信越本線 直江津	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急	
	同	大糸線 糸魚川	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団			同	大糸線 糸魚川	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
	東日本旅客会社線及びしなの鉄道会社線 長野・妙高高原間	信越本線 長野	<u>片、往</u> 、団			東日本旅客会社線及びしなの鉄道会社線 長野・妙高高原間	信越本線 長野	<u>乗</u> 、団	
(215) 北越急行株式会社線					(215) 北越急行株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
北越急行株式会社線	東日本・東海旅客会社線 同	上越線 六日町	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、団、急、特車、座		北越急行株式会社線	東日本・東海旅客会社線 同	上越線 六日町	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急、特車、座	
		飯山線 十日町	同				飯山線 十日町	同	

現 行					改 正				
	同	信越本線 犀潟	同			同	信越本線 犀潟	同	
(236) 小田急電鉄株式会社線					(236) 小田急電鉄株式会社線				
連絡会社名	經由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	經由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
小田急電 鉄株式会 社 小田原線	東日本・東海旅客会社 線	東海道本 線 藤沢	勤定、学定		小田急電 鉄株式会 社 小田原線	東日本・東海旅客会社 線	東海道本 線 藤沢	勤定、学定	
	同	同 小田原 山手線	同			同	同 小田原 山手線	同	
	東日本旅客会社線 東海旅客会社線	新宿	片、勤定、学定			東日本旅客会社線 東海旅客会社線	新宿	乗、勤定、学定	
		新宿	勤定、学定				新宿	勤定、学定	
	東日本旅客会社線 <u>東海旅客会社線</u>	南武線 登戸	片、勤定、学定			東日本旅客会社線	南武線 登戸	乗、勤定、学定	
		同 登戸	勤定、学定						
	東日本・東海旅客会社 線	横浜線 町田	勤定、学定			東日本・東海旅客会社 線	横浜線 町田	勤定、学定	
	東日本旅客会社線 <u>東海旅客会社線</u>	相模線 厚木	片、勤定、学定			東日本旅客会社線	相模線 厚木	乗、勤定、学定	
		同 厚木	勤定・学定						

現 行					改 正				
多摩線	東日本・東海旅客会社線 東日本旅客会社線	同 海老名 御殿場線 松田 同 松田	勤定、学定  勤定、学定  片、往、続、勤定、学定、 団、急、特車	急行券、特別車両券は東日本旅客会社線の各駅では発売しない。	多摩線	同 東海旅客会社線	同 海老名 御殿場線 松田 同 松田	勤定、学定  同  乗、勤定、学定、団、急	東日本旅客会社線の各駅では発売しない。
	東日本・東海旅客会社線  同  同  同  同  同	東海道本線 藤沢 同 小田原 山手線 新宿  南武線 登戸 横浜線 町田  相模線 厚木 同 海老名	勤定、学定  同 同 同  同 同 同 同  同 同 同			東日本・東海旅客会社線  東日本旅客会社線  東日本・東海旅客会社線  東日本旅客会社線  同	東海道本線 藤沢 同 小田原 山手線 新宿  南武線 登戸 横浜線 町田  相模線 厚木 同 海老名	勤定、学定  同 同 同  同 同 同 同  同 同 同	

現 行					改 正				
江ノ島線	東海旅客会社線	御殿場線 松田	<u>片、往、続、</u> 団、急、 <u>特車</u>	<u>急行券、特別車両</u> 券は東日本旅客 会社線の各駅で は発売しない。	江ノ島線	東海旅客会社線	御殿場線 松田	<u>乗、</u> 団、急	東日本旅客会社 線の各駅では発 売しない。
	東日本・東海旅客会社 線	東海道本 線 藤沢	勤定、学定			東日本・東海旅客会社 線	東海道本 線 藤沢	勤定、学定	
	同	同 小田原	同			同	同 小田原	同	
	同	同 山手線	同			同	同 山手線	同	
	<u>同</u>	同 新宿	同			<u>東日本旅客会社線</u>	同 新宿	同	
	<u>同</u>	同 南武線	同			<u>東日本・東海旅客会社 線</u>	同 南武線	同	
		同 登戸	同				同 登戸	同	
		同 横浜線	同				同 横浜線	同	
	同 町田	同			同 町田	同			
	東日本旅客会社線	相模線 厚木	<u>片、</u> 勤定、学定		東日本旅客会社線	相模線 厚木	<u>乗、</u> 勤定、学定		
	<u>東海旅客会社線</u>	<u>同</u> 厚木	<u>勤定、学定</u>			<u>同</u>			
	<u>東日本・東海旅客会社 線</u>	同 海老名	勤定、学定		<u>同</u>	同 海老名	勤定、学定		
	東海旅客会社線	御殿場線 松田	<u>片、往、</u> 団、急、 <u>特車</u>	<u>急行券、特別車両</u> 券は東日本旅客 会社線の各駅で は発売しない。	東海旅客会社線	御殿場線 松田	<u>乗、</u> 団、急	東日本旅客会社 線の各駅では発 売しない。	

現 行					改 正				
小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線	山手線			小田原線 多摩線 江ノ島線	東京地下鉄線	山手線		
	明治神宮前・代々木上原間	原宿	勤定、学定			明治神宮前・代々木上原間	原宿	勤定、学定	
	新御茶ノ水・代々木上原間	中央本線 御茶ノ水	同			新御茶ノ水・代々木上原間	中央本線 御茶ノ水	同	
	上野・代々木上原間	東北本線 上野	同			上野・代々木上原間	東北本線 上野	同	
	西日暮里・代々木上原間	同 西日暮里	同			西日暮里・代々木上原間	同 西日暮里	同	
	北千住・代々木上原間	常磐線 北千住	同			北千住・代々木上原間	常磐線 北千住	同	
	西船橋・代々木上原間	総武本線 西船橋	同			西船橋・代々木上原間	総武本線 西船橋	同	
	八丁堀・代々木上原間	京葉線 八丁堀	同			八丁堀・代々木上原間	京葉線 八丁堀	同	
	新木場・代々木上原間	同 新木場	同			新木場・代々木上原間	同 新木場	同	
	多摩都市モノレール線	中央本線 立川	同			多摩都市モノレール線	中央本線 立川	同	
	立川南・多摩センター間					立川南・多摩センター間			

現 行					改 正				
		立川北・多摩センター間	同 立川	同			立川北・多摩センター間	同 立川	同
	京王電鉄線	渋谷・下北沢間	山手線 渋谷	同		京王電鉄線	山手線 渋谷	同	
		吉祥寺・下北沢間	中央本線 吉祥寺	同			中央本線 吉祥寺	同	
		高尾・下北沢間	同 高尾	同			同 高尾	同	
		京王稲田堤・新宿間	南武線 稲田堤	同			南武線 稲田堤	同	
		京王稲田堤・下北沢間	同 稲田堤	同			同 稲田堤	同	
		京王稲田堤・京王永山間	同 稲田堤	同			同 稲田堤	同	
		京王稲田堤・京王多摩センター間	同 稲田堤	同			同 稲田堤	同	
		分倍河原・新宿間	同 分倍河原	同			同 分倍河原	同	
		分倍河原・下北沢間	同 分倍河原	同			同 分倍河原	同	
		橋本・新宿間	横浜線 橋本	同			横浜線 橋本	同	

現 行					改 正				
		橋本・下北沢間	同 橋本	同			橋本・下北沢間	同 橋本	同
		橋本・京王永山間	同 橋本	同			橋本・京王永山間	同 橋本	同
		橋本・京王多摩セ ンター間 東急電鉄線	同 橋本 山手線	同			橋本・京王多摩セ ンター間 東急電鉄線	同 橋本 山手線	同
		渋谷・中央林間間	渋谷 南武線	同			渋谷・中央林間間	渋谷 南武線	同
		溝の口・中央林間 間	武蔵溝ノ 口 横浜線	同			溝の口・中央林間 間	武蔵溝ノ 口 横浜線	同
		長津田・中央林間 間	長津田	同			長津田・中央林間 間	長津田	同
全線	相模鉄道線	横浜・大和間	東海道本 線 横浜	同		全線	相模鉄道線	東海道本 線 横浜	同
		横浜・海老名間	同 横浜	同			横浜・海老名間	同 横浜	同
		横浜・湘南台間	同 横浜	同			横浜・湘南台間	同 横浜	同
		海老名・大和間	相模線 海老名	同			海老名・大和間	相模線 海老名	同
		羽沢横浜国大・大和 間	東海道本 線 羽沢横浜 国大	同			羽沢横浜国大・大和 間	東海道本 線 羽沢横浜 国大	同

現 行					改 正				
	羽沢横浜国大・海老名間	同 羽沢横浜 国大	同			羽沢横浜国大・海老名間	同 羽沢横浜 国大	同	
	羽沢横浜国大・湘南台間	同 羽沢横浜 国大	同			羽沢横浜国大・湘南台間	同 羽沢横浜 国大	同	
	新横浜・大和間	横浜線 新横浜	同			新横浜・大和間	横浜線 新横浜	同	
	新横浜・海老名間	同 新横浜	同			新横浜・海老名間	同 新横浜	同	
	新横浜・湘南台間	同 新横浜	同			新横浜・湘南台間	同 新横浜	同	
	横浜地下高速電車線 横浜・湘南台間	東海道本 線 横浜	同			横浜地下高速電車線 横浜・湘南台間	東海道本 線 横浜	同	
	戸塚・湘南台間	同 戸塚	同			戸塚・湘南台間	同 戸塚	同	
	東日本旅客会社線 新宿・西日暮里及 び 東京地下鉄線 西日暮里・北千住 間	常磐線 北千住	同			東日本旅客会社線 新宿・西日暮里及 び 東京地下鉄線 西日暮里・北千住 間	常磐線 北千住	同	
(中略)					(中略)				
(244) 伊豆急行株式会社線					(244) 伊豆急行株式会社線				
連絡会社名	經由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	經由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項

現 行					改 正				
伊豆急行株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	伊東線 伊東	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急、特車、座		伊豆急行株式会社線	東日本・東海・西日本旅客会社線	伊東線 伊東	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急、 特車、座	
(248) アルピコ交通株式会社線					(248) アルピコ交通株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
アルピコ交通株式会社 松本電鉄線	東日本・東海旅客会社線	篠ノ井線 松本	<u>片、往、続</u> 、団		アルピコ交通株式会社 松本電鉄線	東日本・東海旅客会社線	篠ノ井線 松本	<u>乗</u> 、団	
(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線					(301) 伊豆箱根鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
伊豆箱根鉄道株式会社 駿豆線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 三島	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急		伊豆箱根鉄道株式会社 駿豆線	東日本・東海旅客会社線	東海道本線 三島	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急	
	西日本旅客会社線	同 三島	<u>片、往、続</u> 、団、急			西日本旅客会社線	同 三島	<u>乗</u> 、団、急	
大雄山線	東日本・東海旅客会社線	同 小田原	勤定、学定		大雄山線	東日本・東海旅客会社線	同 小田原	勤定、学定	

現 行					改 正				
(302) 岳南電車株式会社線					(302) 岳南電車株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
岳南電車株式会社線	東海旅客会社線	東海道本線 吉原	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団		岳南電車株式会社線	東海旅客会社線	東海道本線 吉原	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
(303) 大井川鉄道株式会社線					(303) 大井川鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
大井川鉄道株式会社 大井川本線	東海旅客会社線	東海道本線 金谷	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、団		大井川鉄道株式会社 大井川本線	東海旅客会社線	東海道本線 金谷	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
井川線	東海旅客会社線及び大井川本線金谷・千頭間	同	<u>片、往、続</u> 、団		井川線	東海旅客会社線及び大井川本線金谷・千頭間	同	<u>乗</u> 、団	
(304) 天竜浜名湖鉄道株式会社線					(304) 天竜浜名湖鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事項
天竜浜名湖鉄道株式会社線		東海道本線 掛川	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団		天竜浜名湖鉄道株式会社線		東海道本線 掛川	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	

現 行					改 正				
		同					同		
		新所原	同				新所原	同	
(307)の2 愛知環状鉄道株式会社線					(307)の2 愛知環状鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
愛知環状 鉄道株式 会社線		東海道本 線 岡崎 中央本線 高蔵寺	片、往、 <u>続</u> 、勤定、学定、 団		愛知環状 鉄道株式 会社線		東海道本 線 岡崎 中央本線 高蔵寺	<u>乗</u> 、勤定、学定、 団	
(307)の3 株式会社J R東海交通事業線					(307)の3 株式会社J R東海交通事業線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
株式会社 J R東海 交通事業 線		東海道本 線 枇杷島 中央本線 勝川	片、往、勤定、学定、 団		株式会社 J R東海 交通事業 線		東海道本 線 枇杷島 中央本線 勝川	<u>乗</u> 、勤定、学定、 団	
(注) 株式会社J R東海交通事業線の各駅では発売しない。 (中略)					(注) 株式会社J R東海交通事業線の各駅では発売しない。 (中略)				
(310) 明知鉄道株式会社線					(310) 明知鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
明知鉄道 株式会 社線		中央本線 恵那	片、往、勤定、学定、 団		明知鉄道 株式会 社線		中央本線 恵那	<u>乗</u> 、勤定、学定、 団	

現 行

改 正

(311) 伊勢鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
伊勢鉄道 株式会社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線  同	関西本線 河原田  紀勢本線 津	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急	

(311) 伊勢鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
伊勢鉄道 株式会社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線  同	関西本線 河原田  紀勢本線 津	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急	

(402) あいの風とやま鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
あいの風と やま鉄道株 式会社	東日本・東海・西日本 旅客会社線  同	城端線・氷見 線 高岡 高山本線 富山 七尾線	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団	
	東日本・東海・西日本 旅客会社線及び I R いしかわ鉄道線津幡・ 倶利伽羅間	津幡	同	

(402) あいの風とやま鉄道株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
あいの風と やま鉄道株 式会社	東日本・東海・西日本 旅客会社線  同	城端線・氷見 線 高岡 高山本線 富山 七尾線	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
	東日本・東海・西日本 旅客会社線及び I R いしかわ鉄道線津幡・ 倶利伽羅間	津幡	同	

現 行					改 正				
(403) I R いしかわ鉄道株式会社線					(403) I R いしかわ鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
I R いし かわ鉄道 株式会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	北陸新幹 線 金沢	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急		I R いし かわ鉄道 株式会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	北陸新幹 線 金沢	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急	
	同	七尾線 津幡	同			同	七尾線 津幡	同	
	東日本・東海・西日本 旅客会社線及びあいの 風とやま鉄道線高岡・ 倶利伽羅間	城端線・氷見 高岡	<u>片、往</u> 、勤定、学定、 団			東日本・東海・西日本 旅客会社線及びあいの 風とやま鉄道線高岡・ 倶利伽羅間	城端線・氷見 高岡	<u>乗</u> 、勤定、学定、 団	
	東日本・東海・西日本 旅客会社線及びあいの 風とやま鉄道線富山・ 倶利伽羅間	高山本線 富山	同			東日本・東海・西日本 旅客会社線及びあいの 風とやま鉄道線富山・ 倶利伽羅間	高山本線 富山	同	
(405) の 2 のと鉄道株式会社線					(405) の 2 のと鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
の と 鉄 道 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	七尾線 和倉温泉	<u>片</u> 、勤定、学定、団、急	七尾発又は着と なる連絡運輸の 乗車券は発売し ない。	の と 鉄 道 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	七尾線 和倉温泉	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急	七尾発又は着と なる連絡運輸の 乗車券は発売し ない。

現 行					改 正				
(405)の3 株式会社ハピラインふくい線					(405)の3 株式会社ハピラインふくい線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
株 式 会 社 ハピライ ンふくい 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	北陸本線 敦賀	片、往、勤定、学定、団  同  片、往、団		株 式 会 社 ハピライ ンふくい 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線	北陸本線 敦賀	乗、勤定、学定、団  同  乗、団	
		越美北線 越前花堂					越美北線 越前花堂		
		北陸新幹 線 福井					北陸新幹 線 福井		
(409) 近畿日本鉄道株式会社線					(409) 近畿日本鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱 事項
近畿日本鉄 道株式会社 難波線 大阪線 信貴線 山田線 鳥羽線 名古屋線 湯の山線 鈴鹿線 奈良線	東海旅客会社線  西日本旅客会社線 同  東海旅客会社線 西日本旅客会社線	東海道本 線 名古屋	片、往、続、勤定、学定  片、勤定、学定  同  勤定、学定  片、勤定、学定		近畿日本鉄 道株式会社 難波線 大阪線 信貴線 山田線 鳥羽線 名古屋線 湯の山線 鈴鹿線 奈良線	東海旅客会社線  西日本旅客会社線 同  東海旅客会社線 西日本旅客会社線	東海道本 線 名古屋	乗、勤定、学定  同  同  同  勤定、学定  乗、勤定、学定	
		同					同		
		京都					京都		
		大阪環状 線					大阪環状 線		
		鶴橋					鶴橋		
		関西本線					関西本線		
		桑名					桑名		
		同					同		
		柏原					柏原		

現 行				改 正			
けいはんな線	同	同		けいはんな線	同	同	
天王寺線	同	天王寺		天王寺線	同	天王寺	
天理線		紀勢本線		天理線		紀勢本線	
京都線	東海旅客会社線	津	<u>片、往、続、勤定、学定</u>	京都線	東海旅客会社線	津	<u>同</u>
橿原線		同		橿原線		同	
吉野線	西日本旅客会社線	津	勤定、学定	吉野線	西日本旅客会社線	津	勤定、学定
南大阪線		同		南大阪線		同	
長野線	東海旅客会社線	松阪	<u>片、往、続、勤定、学定</u>	長野線	東海旅客会社線	松阪	<u>乗、勤定、学定</u>
道明寺線		参宮線		道明寺線		参宮線	
御所線	同	伊勢市	同	御所線	同	伊勢市	同
		桜井線				桜井線	
	西日本旅客会社線	桜井	勤定、学定		西日本旅客会社線	桜井	勤定、学定
		和歌山線				和歌山線	
	同	吉野口	<u>片、勤定、学定</u>		同	吉野口	<u>乗、勤定、学定</u>
		関西本線				関西本線	
生駒線	同	王寺	同	生駒線	同	王寺	同
		同				同	
田原本線	同	同	勤定、学定	田原本線	同	同	勤定、学定

(注) 往復乗車券、連続乗車券は近畿日本鉄道株式会社線の各駅及び新宮駅では発売しない。

現 行

(419)の2 WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
WILLER TRAINS 株 式会社 (京 都丹後鉄 道) 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線 同 同	山陰本線	片、往、続、勤定、学定、 団、急、特車、座	
		福知山		
		同		
		豊岡		
		舞鶴線		
		西舞鶴		

(421) 智頭急行株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
智 頭 急 行 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線 同 同	山陽本線	片、往、続、勤定、学定、 団、急、特車	
		上郡		
		姫新線		
		佐用		
		因美線		
		智頭		

改 正

(419)の2 WILLER TRAINS 株式会社 (京都丹後鉄道) 線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
WILLER TRAINS 株 式会社 (京 都丹後鉄 道) 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線 同 同	山陰本線	乗、勤定、学定、団、急、 特車、座	
		福知山		
		同		
		豊岡		
		舞鶴線		
		西舞鶴		

(421) 智頭急行株式会社線

連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
智 頭 急 行 株 式 会 社 線	東日本・東海・西日本 旅客会社線 同 同	山陽本線	乗、勤定、学定、団、急、 特車	
		上郡		
		姫新線		
		佐用		
		因美線		
		智頭		

現 行					改 正				
(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線					(501)の2 土佐くろしお鉄道株式会社線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
土佐くろ しお鉄道 株式会 社 線	東日本・東海・西日本・ 四国旅客会社線	土讃線 窪川	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急、特車		土佐くろ しお鉄道 株式会 社 線	東日本・東海・西日本・ 四国旅客会社線	土讃線 窪川	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急、 特車	
		予土線 若井	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団				予土線 若井	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
	東海・西日本・四国旅 客会社線	土讃線 後免	<u>片、往、続</u> 、勤定、学定、 団、急、特車			東海・西日本・四国旅 客会社線	土讃線 後免	<u>乗</u> 、勤定、学定、団、急、 特車	
(601) 福岡市交通局高速鉄道線					(601) 福岡市交通局高速鉄道線				
連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項	連絡会社名	経由運輸機関名及び 区間	接続駅	乗車券類の種別	特殊取扱事 項
福 岡 市 交 通 局 高 速 鉄 道 線	東海・西日本・九州旅 客会社線	鹿児島本 線	<u>片、往</u> 、勤定、学定、団	<u>往は通過 連絡に限 る。</u>	福 岡 市 交 通 局 高 速 鉄 道 線	東海・西日本・九州旅 客会社線	鹿児島本 線	<u>乗</u> 、勤定、学定、団	
		博多					博多		
		筑肥線 姪浜	同	<u>同</u>			筑肥線 姪浜	同	
(以下略)					(以下略)				

附則

この通達は、2026年3月14日から施行する。